

【民暴弁護士と特殊詐欺被害の救済】

1 新型コロナウイルスと民事暴力介入

今年（令和2年）9月頃のことですが、暴力団等による金銭の不当要求行為に対する警察からの中止命令が増加傾向にあるとの報道がありました。

新型コロナウイルスの影響から、繁華街では人の出入りが減少し、飲食店の売上げが落ち込んだようです。

中止命令の増加は、飲食店店主らが、売上げの減少を理由に、暴力団等による「みかじめ料」の要求を拒否するケースがみられたことなども背景にあるともいわれています。

新型コロナウイルスは、暴力団をはじめとする反社会的勢力の資金獲得行為にも少なからず影響を与えたのかもしれない。

2 民暴大会に参加しました

今年10月2日、民事介入暴力対策全国拡大協議会大阪大会が開催されました。今回の民暴大会は、申込者は全体で850名を超え、大阪の本会場だけでなく全国65か所のサテライト会場で分散しての開催です。

例年であれば、一つの会場に日本全国から民暴弁護士、警察関係者等が集結する大規模な集会として開催される大会でした。今回は、埼玉弁護士会の民暴弁護士は、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、埼玉弁護士会内に設置されたサテライト会場にて参加することとなりました。

テーマは、「新たな局面を迎えた民暴対策の展開～組織犯罪対策から悪質クレマー対策まで～」というもので、暴力団の資金獲得行為の一形態として近年注目されている特殊詐欺被害の救済についても発表、議論がなされました。

3 特殊詐欺による被害について

大阪大会のテーマのとおり、特殊詐欺被害の救済については新たな局面を迎えています。特殊詐欺による詐欺被害は、ここ数年間、毎年総額300億円を超えているとされ、その被害額のうち相当程度が暴力団の資金源とされているものとみられています。

一度特殊詐欺被害に遭い多額の金銭を失ってしまえば、その被害を回復することは容易なことではありません。捜査によって実際に逮捕されるのは、末端の受け子であることがほとんどであり、詐取された金銭は既により上位の者の手に渡ってしまっています。したがって、逮捕された受け子には賠償能力がなく、受け子に損害賠償請求訴訟を提起しても被害回復を図ることは極めて困難となります。

4 特殊詐欺被害の救済に向けて

もっとも、近年、このような特殊詐欺事案において、暴力団組長に対する損害賠償訴



寄稿者
齋藤伸一 弁護士

訟を提起し、実質的な被害回復を図ろうとする動きが全国で出始めているところです。

令和元年5月、水戸地方裁判所において、住吉会系暴力団員が関与した特殊詐欺事件について、住吉会会長の暴対法31条の2に基づく責任を肯定し、住吉会会長に対する損害賠償請求が認められました。その後も、暴力団員が関与した特殊詐欺事件において暴力団組長の責任を認める判決が続いています。

とはいっても、今後も暴力団などによる特殊詐欺をはじめとする「威力」を示さないかたちでの資金獲得行為が増加していくことが予想されます。

新型コロナウイルスの対策として、これまで政府や自治体により様々な施策が講じられてきましたし、今後も新たな施策が打ち出されるでしょう。他方で、これらの施策に便乗する形での特殊詐欺も多発している状況も見受けられます。

5 おわりに

特殊詐欺などにより一般市民の被害が拡大すれば、これを資金源とする暴力団の違法な活動が助長されるおそれがあります。その一方で、こうした特殊詐欺に対する暴力団組長などの責任を問うことで被害救済を図ることは、暴力団の違法な活動の歯止めにもつながることが期待できます。この意味で、特殊詐欺の被害救済は、埼玉弁護士会民暴委員会が積極的に取り組むべき課題の一つといえるでしょう。そこで、もし不幸にも特殊詐欺被害に遭われてしまった場合は、民暴委員会に一度ご相談してみたいはいかがでしょうか。

寄稿者

埼玉県さいたま市浦和区仲町1-11-13

畑法律事務所 ☎048-822-2029

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会

弁護士 齋藤 伸一

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.142」から編集したものです。